# 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

+	+	九	八	七	六	五.	兀	三	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	_
一 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)・・・・・・・・・・・(附則第十二条関係)31	(平成二十年法律第四十五号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(平成二十年法律第三十八号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号) ・・・・・・・・(附 則 第 六 条 関 係 )20	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号) ・・・・・・(附 則 第 五 条 関 係 )17	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 第 三 条 関 係 )14	農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・( 第 二 条 関 係 ) 11	農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( 第 一 条 関 係 )1

○ 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)(第一条関係) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案新旧対象条文

(傍線の部分は改正部分)

四十七年法律第三十一号)第十九条第一項、第三項若しくは第四項九年法律第五十七号)第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和「公庫」と総称する。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下第	(公庫が行う貸付け)		増強に資することを目的とする。 農業経営の安定と農業生産力の	1		- 業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は 第一条 - この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農   第	(目的)	農業改良資金融通法	改 正 案
範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることがはその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する農業改第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又	(政府の助成)	とを目的とする。 度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資するこ	む。)の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制資金の貸付けを行う鹝資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含	入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金(当該	農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導	業部門の経営若しくは豊畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は第一条(この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農)	(目的)	農業改良資金助成法	現

ことができる。
若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う

の全部の貸付けを行うこと。 一 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関(農業 の全部の貸付けを行うこと。 の全部の貸付けを行うこと。 の全部の貸付けを行うと。 の全部の貸付けを行うと。

2

2 法第三条第 法第十二条第 ては、 付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一 第四号、 第五十三条、 第十二条第一 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸 及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」 法第十 第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用につい 項に規定する業務並びに前条第 項中 第五十八条、第五十九条第一項、 条第一 第三十一条第二項第一号口 「同項第五号」とあるのは 項第六号中 「除く。 )」とあるのは 項第五号」 「農業改良資金融通 第六十四条第一項 第四十一 項第六号 ٤ 条第二号 と 「 除 く 同法 同

規定する業務」

に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、

表第二第二

||号に掲げる業務又は農業改良資金融通法第三条第||下「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは

「同項第五号」とあるのは

「同法第三条第一項

項に

別

同法第五十三条

第三十一条第二項第一号口、

第四十一条第二号及び第六十四条第一

予算の 部を貸し付けることができる。 資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、 ものをいう。 くは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定める 第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若し 行う融資機関 めるところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を 政府は、 範囲内において 前項に規定する場合のほか、 第十七条において同じ。 (農業協同組合法 当該都道府県の行う事業に必要な資金の (昭和二十二年法律第百三 に対し、 都道府県が、 当該都道府県に対し、 当該業務に必要な この法律 :の定 できる。

び第五十九条第 第三条第 号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業改良資金融通法 る資金の貸付けの業務」とあるのは 第二第九号中 は 良資金融通法」と、 規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、 「第十一条及び農業改良資金融通法第三条第一項」と、 「同項第五号」とあるの 項に規定する業務」とする。 「又は別表第一 項中 同法第七十三条第三号中 「この法律」 は 第一号から第十四号までの下欄に掲げ 「農業改良資金融通法第三条第一 とあるのは 別表第 第十一 「この法律、 第 同法第五十八条及 条」 号から第十四 同法別表 とあるの 農業改 項に

3 くは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定 法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは 業務及び農業改良資金融通法第三条第 通法」と、 規定の適用については、 第十九条第一 けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、 一条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、 第一 項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付 同法第十九条第一項第八号中「の業務」とあるのは 項第八号、 同法第十二条の二第二項第 第三十二条第二項及び第三十九条第三号の 項に規定する業務」 農業改良資金融 号及び第三十 ٤, 「若し  $\neg$ 同

[削る。]

する業務」とする。

(貸付金の限度)

金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定め第四条 都道府県が行う前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付

る。

第四条 第五条 「削る。」 「削る。」 庫に提出しなければならない。 内で公庫が定める 二年)以内、 臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金 地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大 据置期間を含む。 に次条第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画を添えて、 (貸付け (以下この条において「特定地域資金」という。) にあつては、 (貸付金の利率、 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限( の申込み) 据置期間は三年(特定地域資金にあつては、五年)以 償還期限等) 第八条第一項において同じ。)は十年(地勢等の 申込書 + 第五条 第六条 2 2 (新設) するものとする。 超えない範囲内で政令で定める期間とする。 あつては、十二年)を超えない範囲内で政令で定める期間とする。 するのに必要な資金(次項において「特定地域資金」という。)に 域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施 は、十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地 人を立てさせなければならない。 (担保又は保証人) (貸付金の利率、 前項の保証人は、 貸付金の据置期間 貸付金の貸付けを受ける者に対し、 貸付金は、 都道府県が行う第三条第一項の貸付けについては、 無利子とし、その償還期間 償還期間等) 貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担 は、 三年 (特定地域資金にあつては 担保を提供させ、 (据置期間を含む。

五年)

を

又は保証

都道府県

# (貸付資格の認定)

ない。 定省令で定める旨の都道府県知事の認定を受けなければなら ではることが適当である旨の都道府県知事に提出して、当該貸付けを受 、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受 産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し 第六条 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、農林水

2 (略)

第七条 (略)

(融資機関が行う貸付け)

2 第四条から前条までの規定は、融資機関が行う第三条第一項第二の償還期限は十三年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。 第八条 公庫が行う第三条第一項第二号の貸付けは、無利子とし、そ

(政府が行う利子補給)

号の農業改良資金の貸付けについて準用する。

第九条

政府は、

公庫が第三条第一項各号の貸付けを行うときは、

会

結ぶことができる。
利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を公庫と計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての

(貸付資格の認定)

当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適まところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定め

2 (略)

第八条 (略)

(新設)

(一時償還)

まできる。 対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求する する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に

- 一貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠つたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付の条件に

度以内とする。 ことができる年限は、 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給する 当該利子補給契約をした会計年度以降十五年 違反したとき。

2

3 補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにし 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、 利子

4 高 た場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸 支給に係る期間ごとに、 利子補給金の額は、 なければならない。 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する (当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとし につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮し 当該利子補給契約において定める利子補給金の 当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残

(支払の猶予)

て農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

[削る。]

第十条 り貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、 の支払を猶予することができる。 都道府県は、 災害その他政令で定めるやむを得ない理由によ 償還金

(違約金)

「削る。」

第十一条 又は第九条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場 延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支 都道府県は、 貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金

「削る。」

するものとする。 払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収

#### (特別会計)

第十二条 事業の経理は、 都道府県が、 政令で定めるところにより、 第三条に規定する事業を行う場合には、 特別会計を設けて行わ 当該

なければならない。

2 務費その他の諸費をもつてその歳出とする。 計への繰入金、 借入金の償還金、 金を含む。 の借入金、 においては、 前項の規定により設置する特別会計 (以下「貸付金等」という。) の償還金 (前条の規定による違約 貸付金及び都道府県が行う同条第二項の貸付けに係る資 並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、 同条第二項の規定による納付金、 般会計からの繰入金、 第十五条及び第十六条第三項の規定による一般会 〇 以 下 第三条の規定による国から 「特別会計」という。 貸付けに関する事 貸付金等、

#### (事務の委託)

[削る。]

第十三条 協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協 同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。 に規定する事業に係る事務の一部 都道府県は、 政令で定めるところにより、その行う第三条 (貸付けの決定を除く。 を農業

2 当該事務を行うことができる。 第十条の規定にかかわらず、 前項の農業協同組合又は農業協同組合連合会は、 同項の規定による事務の委託を受け、 農業協同組合法

[削る。

「削る。」

(政府貸付金の額等)

第十四条 政府が第三条の規定により貸し付ける資金(以下この条に まいて「政府貸付金」という。)の額は、各年度において、都道府 がの二を乗じて得た額から、昭和五十九年度までの国からの補助金 及び前年度までの政府貸付金の額を基礎として必要な資金の額に三 なび前年度までの政府貸付金の額を基礎としてという。)の額は、各年度において、都道府 する額を控除して得た額以内の額とする。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理)

ることができる。 類として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れ 還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の 第十五条 都道府県は、前条第二項の規定により国からの借入金を償

#### (納付金)

[削る。]

第十六条 た額の 条の規定により は、 規定による納付金の額を除く。 合計額から第十四条第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前 未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の 政令で定めるところにより、 都道府県は、 部を、 昭和五十九年度までの国からの補助金の額 般会計に繰り入れることができる額を控除して得 第三条に規定する事業の全部を廃止したとき 以下この項において「補助金残高」 その廃止の際における貸付金等の (次項の

「削る。

附

則

府に納付しなければならない。 後の同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることがで きる金額を除く。 別会計から一 ら特別会計に繰り入れた資金の額(前条及び第三項の規定により特 という。 及び都道府県が貸付金等の財源に充てるため一 般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の全部の廃止 )の合計額に対する補助金残高の割合に応じて政 般会計か

るものではない。 する前に、 前項の規定は、 貸付金等の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げ 都道府県が、 第三条に規定する事業の全部を廃止

2

3 れる額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる 当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定さ 都道府県は、 前項の規定により政府に納付金を納付したときは、

(準用)

第十七条 0 還方法その他必要な貸付けの条件の基準」と読み替えるものとする の場合において、 府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。 う第三条第二項の農業改良資金の貸付けについて、 条までの規定は融資機関について、 第四条、 第十四条第二項中 第五条、 第七条及び第八条の規定は融資機関が行 「償還方法」とあるのは、 第十四条第二項の規定は都道 第九条から第十 「償

附 則

「削る。」 この法律は、 公布の日から施行する。

> 1 この法律は、

2 改正する法律 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一 (昭和六十年法律第三十八号) 公布の日から施行する。 の施行の際都道府県が

用牛経営を営む者又はその組織する団体に無利子の資金を貸し付け 農及び肉用牛生産の振興及び合理化を図るため酪農経営若しくは肉 昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を財源の一

部として酪

部を

権利及び義務を特別会計に属させることができる。この場合におい る事業を行つている場合においては、 都道府県は、 当該事業に係る

ては、 部に充てられた資金について 当該補助金及び都道府県の は、 それぞれ第十六条第一 般会計から当該事業の財源の一 項に規定す

る国からの補助金及び同項に規定する都道府県が貸付金等の財源に

の規定を適用する。 充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金とみなして同条

- 10 -

○ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

ものとする。	[削る。]		改正案
努めるものとする。 導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように ほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指 (援助)	都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。	附則 第二章 解則 (第三十九条) 第二章 雑則 (第二十八条—第三十八条)	現

10	0.1				0		ht:	hh	/r/c
利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないよう10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、年度以内とする。 年度以内とする。 二年度以内とする。 二十七 ことができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七	`  子	(利子補給金を支給する旨の契約をいう。) を公庫政令で定めるところにより、当該貸付けについて	庫」と総称する。)が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごと、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公9利に署生でですのとして近今で気とさせのに必要な資金について	長責こ寄身ける…つのこうで変合で置める…つこと要な資金こついて農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の	8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な(政府が行う利子補給等)	附則	第三十八条 (略) 第六章 罰則	第三十七条 (略)	第三十六条(略)
(新設)	9 前項の国の貸付金の償還方法については、政令で定める。	付けをすることができる。公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸	の貸付けに要する資金の財源に充てるため、株式会社日本政策金融株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子	責こ寄手になっていて文字で言わるようことをよるとこって、業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集	8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農(株式会社日本政策金融公庫等に対する資金の貸付け)	附則	第三十九条 (略) 第六章 罰則	第三十八条(略)	第三十七条(略)

据置期間は十年以内で公庫が定める。                                     	機合における計算上場合における計算上場合における計算上	寸浅高(当亥貸寸浅高が、当亥貸寸ナの条件に従い賞還されるもの金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給にしなければならない。
(新設)		<u>資</u> 給 (新設)

○ 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)	

(保険契約)	四・五(略)三(就農支援資金に係る債務の保証の業務)	二 農業改良資金に係る債務の保証の業務 一 (略)	業務ごとに区分して経理しなければならない。第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる	(経理の区分)	三・四(略)	貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)	号)第二条に規定する農業改良資金(同法の定めるところにより	二 農業改良資金(農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二	一(略)	いう。	3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金を	2 (略)	第二条 (略)	(定義)	改正案
(保険契約)	三・四 (略)	二 農業改良資金及び就農支援資金に係る債務の保証の業務 一 (略)	業務ごとに区分して経理しなければならない。第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる	(経理の区分)	三・四(略)	貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)	号)第二条に規定する農業改良資金(同法の定めるところにより	二 農業改良資金(農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二	一(略)	いう。	3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金を	2 (略)	第二条 (略)	(定義)	現

#### 一・二 (略)

# 三 農林中央金庫

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

#### 2 · 3 (略)

#### (保険金)

を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。保険対象者がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額らべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から融資第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払

#### (回収)

した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。第六十九条 融資保険対象者は、第六十六条第一項の保険関係が成立

### (回収金の納付)

翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の第七十条 融資保険対象者は、保険金の支払を受けた場合には、その

成立する旨を定める契約を締結することができる。

中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通常が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通常が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通常が農業近代の資付金の総額が一定の金額に達するまで、農林中央金庫及び次に掲

#### 一·二 (略)

(新設)

2·3 (略)

(新設)

(保険金)

を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。中央金庫等がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から農林第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払

#### (回収)

した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。 第六十九条 農林中央金庫等は、第六十六条第一項の保険関係が成立

## (回収金の納付)

翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の第七十条。農林中央金庫等は、保険金の支払を受けた場合には、その

を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。金の額の当該保険金に係る第六十八条に規定する残額に対する割合

を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。金の額の当該保険金に係る第六十八条に規定する残額に対する割合

 $\bigcirc$ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)(附則第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

[削る。]	(国の貸付け) 第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(次項において「貸付事業」という。)を行うときは、当該都部を貸し付けることができる。 2・3 (略) [削る。]	改正案
入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰第二十一条 都道府県は、第十九条第三項の規定により国からの借入(一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理)	(国の貸付け) 第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける第十九条 国は、都道府県が前条第一項の規定により設置する特別会計 7年法律第百二号)第十二条第一項の規定により設置する特別会計 8二十条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付第二十条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付率業ができる。この場合においては、当該都道府県において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。	現

# り入れることができる。

第二十条

(略)

(農業改良資金の貸付けの特例)

第 一十二条 (略)

第 条の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)であって 一十一条 農業改良資金融通法 (昭和三十一年法律第百二号) 第二 第二十三条

号の措置に係るものに限る。)についての同法第四条 等をその営む農業に就業させるのに必要なもの 認定農業者が認定就農計画に従って新たに就農しようとする青年 一項において準用する場合を含む。 の規定の適用については、 (第四条第二項第三 (同法第八条

同法第四条中 が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良 十年 (地勢等の地理的条件が悪く 農業の生産条件

範囲内で政令で定める期間とする。

措置を実施するのに必要な資金 ئ にあ つては、 (以下この条において 年 とあるのは  $\pm$ 「特定地域資 年

三年 (特定地域資金にあつては、 五年)」とあるのは「五年」と

\_削る。]

する。

、農業改良資金の貸付けの特例

項第三号の措置に係るものに限る。 る青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの あって、認定農業者が認定就農計画に従って新たに就農しようとす 条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。 は、 同法第五条第一項の規定にかかわらず、 農業改良資金助成法 (昭和三十一年法律第百二号) )の償還期間 十二年を超えない (据置期間を含む (第四条第二 ) で

2 前項に規定する資金の据置期間は、 五年を超えない範囲内で政令で定める期 農業改良資金助成法第五条第

間とする。 二項の規定にかかわらず、

第二十四条 (略)

第二十二条

(略)

- 18 -

第二十四条 第二十三条 (略)

(略)

第二十五条 第二十六条

(略)

(略)

0 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)(附則第六条関係)

	ノの假進に関する治律(平原十一年治律第百十号)
	(附貝第7多][6]
(傍線の部分は改正部分)	

のは、「十二年」とする。 のは、「十二年」とする。 のは、「十二年」とする。 のは、「十二年」とする。	の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪策が条 農業改良資金配通法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の第六条 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の(農業改良資金融通法の特例)	改 正 案
	えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。	現行

○ 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(附則第七条関係)

(傍線
0
部
分
は
改正
部部
分
Ċ

二 .	二 米穀等(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条
(略)	一 (略)
げるものをいう。	げるものをいう。
移とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であって次に掲	とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であって次に掲
4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」	4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」
3 (略)	3 (略)
四 (略)	三(略)
いて同じ。)の規定による貸付け	
第八条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節にお	
途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)	
律(平成二十年法律第三十八号)第十一条第一項又は米穀の新用	
小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法	
三 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第三条(中	[削る。]
一・二(略)	一 - 二 (略)
強化に資するための事業であって次に掲げるものをいう。	強化に資するための事業であって次に掲げるものをいう。
の 2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の	2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の
第百二十四条 (略)	第百二十四条 (略)
(目的)	(目的)
現	改正案

係る納付金の受入れをいう。第百二十七条第四項第一号ロにおいて同じ。)の輸入にをいう。第百二十七条第四項第一号ロにおいて同じ。)及び麦等(同法第四十二条第一項に規定する麦等第一項に規定する米穀等をいう。第百二十七条第四項第一号ロに

(歳入及び歳出)

とおりとする。

第百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次の

イ〜ハ

(略)

歳入

[削る。]

係る納付金の受入れ係る納付金の受入れにあいる。第百二十七条第五項第一号口において同じ。)の輸入において同じ。)及び麦等(同法第四十二条第一項に規定する麦等第一項に規定する米穀等をいう。第百二十七条第五項第一号ロに

とおりとする。 第百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、

次の

(歳入及び歳出)

一歳入

イ〜ハ (略)

二 農業改良資金助成法第十四条第二項(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定による償還金(農業規定により適用する場合を含む。)の規定による償還金(農業規定により適用する場合を含む。)の規定による償還金(農業規定により適用する場合を含む。)の規定による償還金(農業規定により適用する場合を含む。)の規定を中心企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定を中心企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定により適用する場合を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による納付金を含む。)の規定による物付金を含む。)の規定による対象の規定による。

ホ~ト (略)

二歳出

ニ 〜 〜

(略)

イ〜ニ

(略)

「削る。」

イ〜ニ (略)

ホ 農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸

- 22 -

ホ~チ (略)

[削る。]

してその必要がないと認められる金額については、この限りでない関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らだし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に「お頃第一号二に掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号」3

3~6 (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要する経費とするけ及び同項第三号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営基盤強化第百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第

付 金

〜 〜 リ (略)

実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、だし、都道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業のホに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。たが頂第一号二に掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号

この限りでない

い。

「第一項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二別の。

4 \ \ 7 (略)

般会計からの繰入対象経費)

る経費とする。 農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要すけ並びに同項第三号及び第四号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費を掲げる財政上の措置として行われる貸付百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付

3・4 (略)	金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。	2   第百二十七条第六項の規定によるほか、前項の積立金からの受入	第四十条 (略)	(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等)	附則
3 · 4 (略)	金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。	2 第百二十七条第七項の規定によるほか、前項の積立金からの受入	第四十条 (略)	(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等)	附則

○ 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)(附則第九条関係)

第三十三条 附 則 (略) 改 正 案 2 前項に規 間は十年以内で公庫が定める。 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期 附 則 (略) 現 行

(傍線の部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)(附則第十条関係) (傍線の部分は改正部分)

3 (略)	3 (略)
三(略)	三 (略)
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
	° )
な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)	に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る
改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要	「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営
う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置(以下「農業	)の行う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置(以下
又は間接の構成員(以下「構成員」という。)を含む。)の行	の直接又は間接の構成員(以下「構成員」という。)を含む。
除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その直接	。)を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、そ
号)第三条第一項の農業者等(以下「農業者等」という。)を	号)第三条第一項第一号の農業者等(以下「農業者等」という
イ 中小企業者 (農業改良資金助成法) (昭和三十一年法律第百二	イ 中小企業者 (農業改良資金融通法) (昭和三十一年法律第百二
間	間
措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。)及び実施期	措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。) 及び実施期
二 農商工等連携事業の内容(当該農商工等連携事業に次に掲げる	二 農商工等連携事業の内容(当該農商工等連携事業に次に掲げる
一 (略)	一 (略)
らない。	らない。
2 農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければな	2 農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければな
第四条 (略)	第四条 (略)
(農商工等連携事業計画の認定)	(農商工等連携事業計画の認定)
現	改 正 案

# (農業改良資金融通法の特例)

第十一条 るのは 請者 場合には、 接若しくは間接の構成員(以下「構成員」という。)が同法第四条 する法律第十一条第一項の認定中小企業者 るため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関 体 三条第 農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、 員が当該 認定中小企業者 置が含まれる場合において、 林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項 0 者」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは 第二項第二号イに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業 下同じ。 という。 「農業者等」という。 認定農商工等連携事業を実施する農業者等 団体を構成する農業者)」とあるのは (以下「農業者等」という。)が実施する農業改良措置を支援す 同法第七条中「その申請者(その者が団体である場合には、 「その経営」とあるのは (その者が団体である場合には、その団体又はその構成員)」 )又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成 項第 前 措置を行うときは、 認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号イに掲げる措 その団体を構成する農業者) )又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直 条第 一号中「農業者又はその組織する団体 (同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。 項」とする )」とあるのは「農業者又はその組織する団 当該認定農商工等連携事業を実施する 当該措置を農業改良措置とみなして、 「その申請者と共同で中小企業者と農 の経営」と、 「認定中小企業者である申 。 以 下 (その者が団体である 「認定中小企業者」 「認定中小企業者 (次号において 「同項」とあ 同法第 そ 以

# (業改良資金助成法の特例)

第十一条 連携事業を実施する農業者等(その者が団体である場合には、 携による事業活動の促進に関する法律第八条第 」とあるのは 団体である場合には、 る農業者)」とあるのは「認定中小企業者である申請者 中 中 に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、 の構成員 は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間 条第一項の認定中小企業者(以下 者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十 者等」という。)が実施する農業改良措置を支援するため中小企業 いう。)」とあるのは「農業者又はその組織する団体(以下 三条第一項中 農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、 員が当該措置を行うときは、 下同じ。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成 認定中小企業者 置が含まれる場合において、 項」とする。 一項中「農業者等」とあるのは 体を構成する農業者) 「その申請者 一一農業者等」 認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号イに掲げる措 (以下「構成員」という。 「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連 「農業者又はその組織する団体 (その者が団体である場合には、 (同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。 とあるのは その団体又はその構成員) の経営」と、 当該措置を農業改良措置とみなして、 当該認定農商工等連携事業を実施する 「認定中小企業者」と、 認定中小企業者」 「認定中小企業者」という。)又 )が同法第四条第二項第二号イ 「同項」とあるのは (以 下 一項の認定農商工等 \_ と、 その団体を構成 ٤ 「農業者等」と 同法第四 同法第八条 「その経営 (その者が 同条第 同法第 前条第 条 以

2 地域資金にあつては、 るのに必要なものについての同法第四条 あって、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施す 含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)で るのに必要な資金 として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施す て準用する場合を含む。 にあつては、 農業改良資金融通法第二条 (地勢等の地理的条件が悪く 十二年) (以下この条において 五年)」とあるのは 」とあるのは「十二年」と、 の規定の適用については、 (前項の規定により適用される場合を 農業の生産条件が不利な地域 「特定地域資金」という。 (同法第八条第二項におい 「五年」とする。 同法第四条中 三年 (特定

2 。)であって、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を 定める期間とする。 実施するのに必要なものの償還期間 含む。)の農業改良資金 農業改良資金助成法第二条 は 同項の規定にかかわらず、

(同法第五条第一項の特定地域資金を除く

十

一年を超えない範囲内で政令で

(据置期間を含む。

以下同じ。

(前項の規定により適用される場合を

3 前項に規定する資金の据置期間は、 五年を超えない範囲内で政令で定める期 農業改良資金助成法第五条第

|項の規定にかかわらず

削る。」

間とする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例

第十二条 (略)

2

林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項

(前項の規定により

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

(略)

適用される場合を含む。)の林業・木材産業改善資金であって、認

定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要

2 年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。 なものの償還期間は、 定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要 適用される場合を含む。)の林業・木材産業改善資金であって、認 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項 同法第五条第一項の規定にかかわらず、 (前項の規定により

3 略

3

第一項の規定にかかわらず、

十二年を超えない範囲内で政令で定め

る期間とする。

なものの償還期間

(据置期間を含む。

以下同じ。)は、

同法第五条

 $\bigcirc$ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)(附則第十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

る措置を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。次	(農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特別)  (農業改良資金融通法の特例)  (農業改良資金融通法の特例)	改 正 案
る措置を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項が認定生産製造連携事業計画に従って第二条第三項第二号イに掲げ号)第二条第一項の林業・木材産業改善資金であって、認定事業者九条 林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二(林業・木材産業改善資金助成法の特例)	(農業改良資金助成法の特例) (農業改良資金助成法の特例) (農業改良資金助成法の特例) (農業改良資金助成法の特例) (農業改良資金助成法の特例)	現

の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間

 $\bigcirc$ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)(附則第十二条関係)

_
傍
線
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

(農業改良資金助成法の特例)	(農業改良資金融通法の特例)
3 (略)	3 (略)
四~八 (略)	四~八(略)
置の内容を含む。)及び実施期間	置の内容を含む。)及び実施期間
業改良支援措置」という。)が含まれる場合にあっては、その措	業改良支援措置」という。)が含まれる場合にあっては、その措
置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農	置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農
」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設	」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設
)第二条の農業改良措置(第八条第一項において「農業改良措置	)第二条の農業改良措置(第八条第一項において「農業改良措置
含む。)の行う農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号	含む。)の行う農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二号
等又は促進事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を	等又は促進事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を
又は促進事業者(当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合	又は促進事業者(当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合
三 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連携事業に製造事業者	三 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連携事業に製造事業者
一•二 (略)	一・二 (略)
らない。	らない。
2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければな	2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければな
第四条 (略)	第四条 (略)
(生産製造連携事業計画の認定)	(生産製造連携事業計画の認定)
現	改正案

用途 0 農業者等」とあるのは 間接の構成員を含む。 製造事業者等 業改良支援措置を行う認定製造事業者等 織する団体 この場合において、 農業改良措置とみなして、 員が当該農業改良支援措置を行うときは、 同 いう。 まれる場合において、 第  $\mathcal{O}$ は同条第六項の促進事業協同組合等である場合には、 る中小企業者に限る。 米穀の新用途 「組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその構成 申 申請者 」とあるのは 項の とあるのは 請者と共同で米穀の新用途への利用 「認定生産製造連携事業」という。)に農業改良支援措置が含 0 以下この項において同じ。)又は認定製造事業者等が事業協 (第四条第一 利用 認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、 (その者が団体である場合には、 (次号において の促進に関する法律第二条第四項の事業協同組合等又 への利用の促進に関する法律第四条第二項第三号の農 (株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定す 「前条第一項」とする。 「その申請者」と、「その経営」とあるのは 同法第三 項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者を 次号において同じ。)」と、 当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事 「認定製造事業者等」と、 をいい、 農業改良資金融通法の規定を適用する。 「農業者等」という。 一条第 当該認定製造事業者等が米穀の新 項第一 の促進に関する法律第八条 その団体を構成する農業 (同法第八条第一 当該農業改良支援措置を 号 中 「農業者又はその組 )」とあるのは「 同法第七条中 同項第二号中「 その直接又は 項の認定 「そ 「そ 同

認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事業(

第八条 業者等 を含む。 のは 条第 以下 その申請者と共同で米穀の新用途への 業者)」とあるのは その申請者 農業者等」とあるのは 農業者等」とあるのは の促進事業協同組合等である場合には、 製造事業者等が同法第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項 事業者等 業者又はその組織する団体 この法律及び米穀の新用途 この場合において、 農業改良措置とみなして、 員が当該農業改良支援措置を行うときは、 同組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその いう。以下この項において同じ。)又は認定製造事業者等が事業協 まれる場合において、 「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」 「同法第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造 「認定生産製造連携事業」という。 項 認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事業 (第四条第一項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者を の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、 以下同じ。 (同法第八条第一項の認定製造事業者等をいい、 (その者が団体である場合には、 同法第三 「その申請者」と、 \_ と、 当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事 「一認定製造事業者等」 「認定製造事業者等」と、 農業改良資金助成法の規定を適用する。 (以 下 への利用の促進に関する法律」 一条第 同条第 「農業者等」という。)」とある 項 一項中 利用の促進に関する法律第 中 )に農業改良支援措置が含 「その経営」とあるのは その直接又は間接の 当該農業改良支援措置を 「この法律」 その団体を構成する農 0 と 法律」 同法第四条中 同法第八条 とあるの とあるの 当該認定 )構成員 と 構成 は 「農

2 件が悪く 等又は促進事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含 あって、認定事業者(認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合 含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)で の条において するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下こ の規定の適用については、 とあるのは、 同法第四条 農業改良資金融通法第二条(前項の規定により適用される場合を が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものについて 農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定 「特定地域資金」という。 (同法第八条第二項において準用する場合を含む。 十二年」とする。 同法第四条中「十年 )にあつては、十二年)」 (地勢等の地理的条

2

- 33 -

○ 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(附則第十三条関係)

二十九~八十七 (略)	二十九~八十七 (略)
貸付けについての助成に関すること。生活に関する知識の普及交換に関すること並びに農業改良資金の	生活に関する知識の普及交換に関すること。
<u> </u>	二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の
一~二十七 (略)	一~二十七 (略)
をつかさどる。	をつかさどる。
第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務	第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務
(所掌事務)	(所掌事務)
現	改正案

(傍線の部分は改正部分)